

尼崎市総合計画審議会第2分科会資料
資料第2号 - 2
平成29年3月9日

施策別記載内容（案）

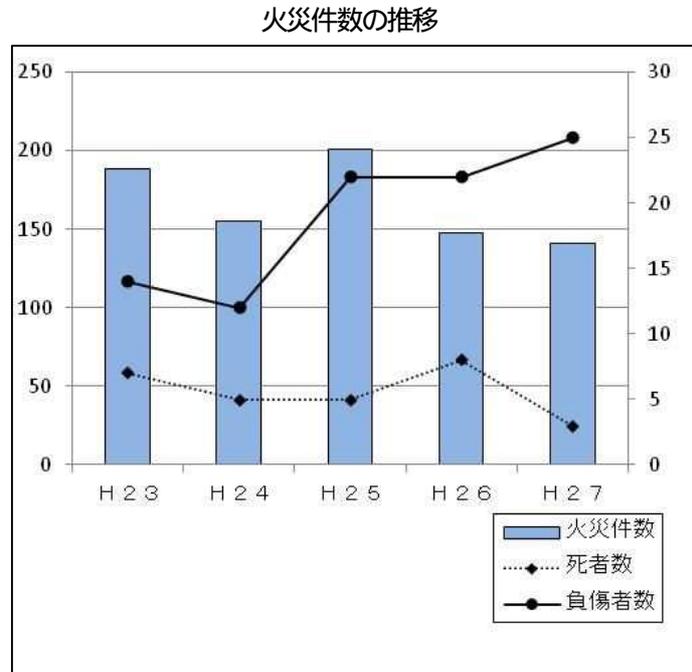
尼崎市

消防・防災体制が充実した安全・安心のまち

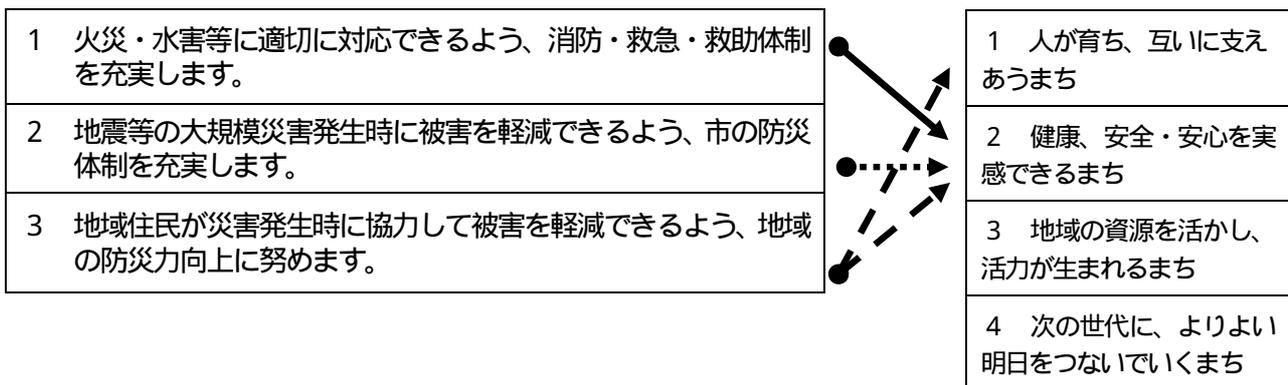
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民等が強く連携し、日常の災害や大規模災害に迅速かつ的確に対応できる地域防災力を身に付けたまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- 今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、国、県等の関係機関と連携した市の防災体制の強化を図ることが課題です。
- 高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、高齢者や障害者の方など、災害時に配慮を要する方への適切な対応が求められています。
- 住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- 行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせ合わせた取り組みを推進するため、平時から防災・減災の意識の向上を図るとともに、地域における自主防災体制を強化することが課題です。



2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>各家庭において家具転倒防止対策や食料備蓄、非常用持出袋の準備等の防災対策を行います。</p> <p>急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行います。</p> <p>救急車を適正に利用します。</p> <p>住宅用火災警報器の設置や、防火管理体制の充実強化等火災予防に取り組みます。</p> <p>地域の防災力向上のために、防災訓練等の自主防災活動に参加・協力します。</p> <p>災害時に地域の協力によって速やかに避難できるよう、普段から避難訓練等を行います。</p> <p>事業者は、防火管理体制の強化や定期的な消防訓練を行うとともに、災害発生時には地域の防災活動に協力します。</p>		
	【展開方向1】消防・救急・救助体制の充実	市民・事業者	■
行政	<p>救急救命士の更なる養成、医療機関との連携強化及びAED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。</p> <p>災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。</p>		
	【展開方向1】消防施設等の整備・充実	市民・事業者	
	<p>消防署所、消防団器具庫及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。</p>		
	【展開方向2】防災対策の充実	市民・事業者	
	<p>防災情報伝達手段の整備、防災啓発等、市民の円滑な避難行動を支援する各種取組を推進するとともに、防災総合訓練の実施等をとおして、関係機関と連携した防災体制の強化等に取り組みます。</p>		
	【展開方向3】市民・事業者における火災予防・防災対策支援	市民・事業者	
	<p>災害から自らの生命を守るために必要な能力等を向上させていくため、市民や事業所への防火指導、防災知識の啓発や救命講習等を実施します。</p>		
【展開方向3】地域における防災体制の充実支援	市民・事業者		
<p>関係機関と連携した自主防災組織の活動支援、要配慮者(災害時要援護者)の登録及び支援者の確保、福祉避難所の設置等に取り組みます。</p>			

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	人口10万人当たりの火災死者数	人口10万人当たりの火災による年間の死者数を指標としています。(焼死者数÷総人口×10万人) 【参考】 H27年全国平均値/1.22人	0.60 [人] (平成27年)	全国平均値以下
2	尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合	市民意識調査において、市の消防・防災体制が、「安心」「どちらかといえば安心」と回答した市民の割合です。	73.6 [%] (平成27年)	90.0
3	地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数	自主的に自ら主催して防災活動(防災訓練、地域の防災マップづくり、防災研修会等)を実施した自主防災会の数です。すべての自主防災会での実施を目指します。	41 [会] (平成27年)	75

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

地域防災計画(S36年度以降毎年修正) 水防計画(S26年度以降毎年修正)

経済の活性化により、いきいきと働き生活できるにぎわいのあるまち

本市の地域経済を今後も持続的に発展させていくために、さまざまな産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じて更なる生産やサービスの提供につながるといった好循環を、事業者、産業関係団体、市民、行政等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興等に取り組みます。

1. 施策を考える背景

- 社会全体が成熟し、少子高齢社会や人口減少に向かうとともに、経済活動そのものも大きく変化していく中、産業の振興をはじめ、産業の新陳代謝につながる起業の促進、事業者にとって重要な経営資源であり、かつ市民生活を安定させる雇用就労の維持創出について同時に取り組む必要があると考えられることから、「産業の振興」、「起業の促進」、「雇用就労の維持創出」の3つの基本理念を定めた「尼崎市産業振興基本条例」を制定しました。

民営事業所の推移（経済センサスより）

	平成21年	平成24年	平成26年
事業所数 (箇所)	19,329	17,878	18,149
上段:全産業	1,968	1,825	1,817
中段:製造業	17,361	16,053	16,332
下段:非製造業			
従業者数 (人)	201,843	189,050	194,509
上段:全産業	45,997	41,838	41,826
中段:製造業	155,846	147,212	152,683
下段:非製造業			

- 産業構造の変化により、製造業の従業者数がかつての6割から2割強まで減少し、雇用の受け皿としてサービス産業の役割がクローズアップされてきました。一方、労働生産性や給与水準などは製造業が優位であることから、それぞれの良さを活かす支援を行う必要があります。

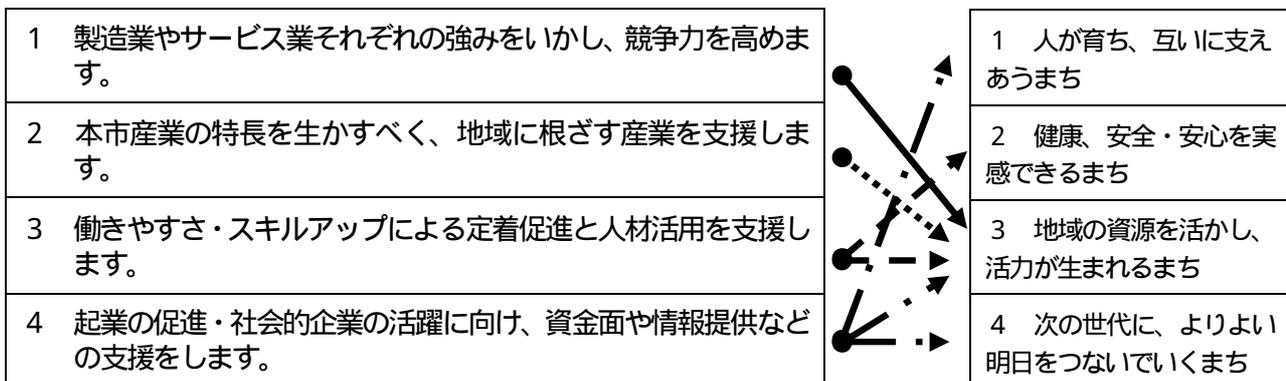
- 人口の社会減対策の一環として、企業が継続して事業を続けることができる環境づくりを行う必要があります。

そのため、業種・規模にかかわらず、オンリーワン

技術・サービスを提供するなど、尼崎の魅力・ブランド力を地域内外に発信している企業や、積極的に地元でも雇用及び取引拡大、税収増等の波及効果を生み出すような、地域内の経済を支えている企業に対する支援を行っていくことが重要です。

- 起業には、新たに事業を起こすことによる雇用創出への寄与、ニーズの変化への柔軟な対応による新たなマーケット展開など、産業の新陳代謝を進め、地域経済の活力を高めることが期待されています。その中でも社会的企業の活躍は、高齢化への対応や環境問題等さまざまな社会課題の解決への寄与が期待できます。
- 本市の有効求人倍率は全国並みに高く推移しており、多くの事業所が人材不足の状態であるとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者の活用が課題となっていることから、企業が求める人材の確保とともに、働く人が働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することが重要となっています。

2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>事業者は、環境に配慮しつつ事業活動を積極的にを行うとともに、施設・設備の積極的な投資に努め、市内における雇用機会の拡大に努めます。</p> <p>事業者の事業分野や規模を活かした上で、自らの努力のもと継続、発展や縮小も含め、持続可能な事業活動に取り組みます。</p> <p>市民・事業者は、工業系用途地域における低未利用地や遊休地等の所有資産の事業用途への積極的な活用に努めます。</p> <p>市民は、日常の買物や外食などの行動が産業と関係していることを知り、また、働くことで産業の振興の一環を担っていることなど産業振興や地域経済活性化について当事者意識を持ちます。</p> <p>事業者は、企業利益の追求に加え、持続可能な社会を目指す上で、企業の社会的責任を認識して行動します。また、地域社会を構成する一員として、地域経済や地域づくりに積極的に関心を持ち、事業活動や地域活動に取り組みます。</p> <p>事業者は、従業員が健康で働きやすい職場環境づくりや、人材育成及び従業員の自己啓発等への支援に取り組みます。</p>		
	【展開方向1】産学公融等によるイノベーション促進支援	市民・事業者	
行政	<p>労働生産性が高く本市の強みである製造業のチャレンジやイノベーション、エコを切り口とした取組などを後押しする支援を実施します。また製造業より労働生産性が低いサービス業については、従来製造業が果たしてきた雇用の受け皿としての役割を果たしていることから、サービス業を対象とした支援にも取り組みます。</p>		
	【展開方向2】地域に根ざす産業集積支援	市民・事業者	
	<p>地域に根ざす企業を増やしていくために、事業所の取引拡大や販路開拓、市内への新規立地や増設・建替等の支援、地域に根ざした商業に対する支援、市内小売業者による食料品流通等を支える尼崎市公設地方卸売市場の健全な運営などにより、市内事業者の事業活動を後押しします。また、地域と共生する都市農業の振興に向けて、都市農業の多様な機能を踏まえた支援を実施します。</p>		
	【展開方向2】企業の魅力発信支援	市民・事業者	
	<p>CSR（企業の社会的責任）への取組、新しいことへのチャレンジなど、市内事業所の持つ強み、魅力を体感し発信する機会を積極的に設けていきます。</p>		
	【展開方向3】働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援	市民・事業者	
<p>企業の求める人材確保、人材育成及び定着促進に対する支援を行うとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者等の人材の活躍を応援します。</p>			
【展開方向4】起業促進支援	市民・事業者		
<p>地域経済の活性化につなげるため、あらゆるひとがチャレンジし活躍できる環境を整備し、社会的課題解決型のビジネスを含めた創業支援を産業関係団体と連携して実施します。</p>			

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・2	市内事業所の利益計上法人の割合（尼崎市税務総計）	製造業やサービス業を含めた市内事業所の利益計上法人数を市内事業所の法人数で除した値。利益計上法人の増加を促進し、地域経済の活力の向上を図る。	41.4	43
3	求人を充足した市内事業所数（延べ件数）	「地域雇用・就労支援事業」「雇用創造支援事業」「キャリアアップ支援事業」等により人材が確保できた市内事業所数。市内事業所の成長を支える労働力の確保を図る。	48	75
4	事業所新設率の全国との比較（経済センサス）	事業所新設率の尼崎市と全国との差。尼崎において社会的企業の活動や起業を促進し、地域経済の好循環を図る。	0.6(H26) 尼崎市 7.1 全国 6.5	0.6

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

尼崎市創業支援事業計画（平成26～30年度）フェニックス（東海岸町沖地区）早期土地利用基本計画（昭和60年度～）

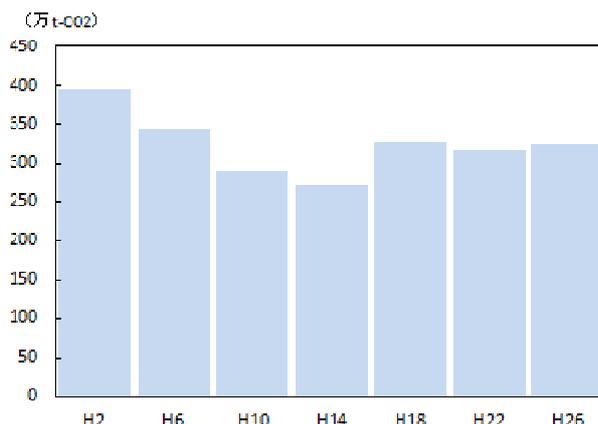
環境と共生する持続可能なまち

市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全・創出等に取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。

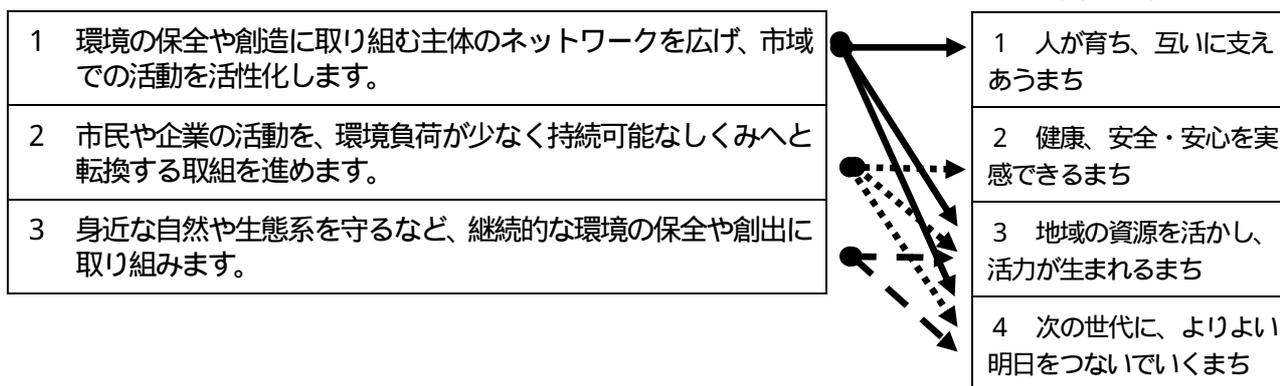
1. 施策を考える背景

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在においても、例えば、猪名川自然林の保全活動に取り組む市民や、環境に配慮した事業活動を営む企業等により、さまざまな環境活動が行われています。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを広げていくことが課題です。
- 公害の歴史等を踏まえつつ、生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題です。
- 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全・創出を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地等の良好な環境を次の世代へ継承していくことが課題です。

二酸化炭素排出量の推移



2. 施策の展開方向



3.各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	地球温暖化の防止や循環型社会の形成等について学ぶとともに、環境に配慮した物品の購入など、環境に配慮した生活スタイルを実践します。		
	ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組めます。		
市民・事業者	省資源・省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等によるヒートアイランドの抑制など、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。		
	大気環境の保全や水環境の保全等、安全で快適な生活環境の保全に取り組めます。		
行政	【展開方向1】環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成		市民・事業者
	普及啓発活動の推進、環境動態情報の集約と発信、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組めます。		
	【展開方向2】地球温暖化問題への対応		市民・事業者
	自然エネルギーの公共施設への率先導入や家庭及び事業所での利用促進、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。		
	【展開方向2】循環型社会の形成		市民・事業者
	効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。		
	【展開方向2】生活環境の保全		市民・事業者
	市内の環境監視や事業者への指導及び規制を適正に行います。		
行政	【展開方向3】自然環境・生物多様性の保全創出		市民・事業者
	自然観察や体験学習等の環境保全活動の推進や支援等に取り組めます。		

4.進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・3	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。一人ひとりの意識の向上を図ることで、良好な環境を次の世代へ継承していくことを目指します。	64.5 [%]	68.9 [%]
2	市内における二酸化炭素の年間排出量	第2次地球温暖化対策地域街並計画に定める平成32年度の目標数値です（平成2年（3,956千t）比15%以上削減）。低炭素型のまちづくりを進めることにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいきます。	3,253 [千t]	3,361 [千t]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

環境基本計画（H26～35年度）第2次地球温暖化対策地域街並計画（H23～32年度）第2次環境率先実行計画（H23～32年度）一般廃棄物処理基本計画（H23～32年度）分別収集計画（H29～33年度）緑の基本計画（H26～35年度）尼崎21世紀の森構想（H14年度～）

安全・安心、快適で暮らしやすいまち

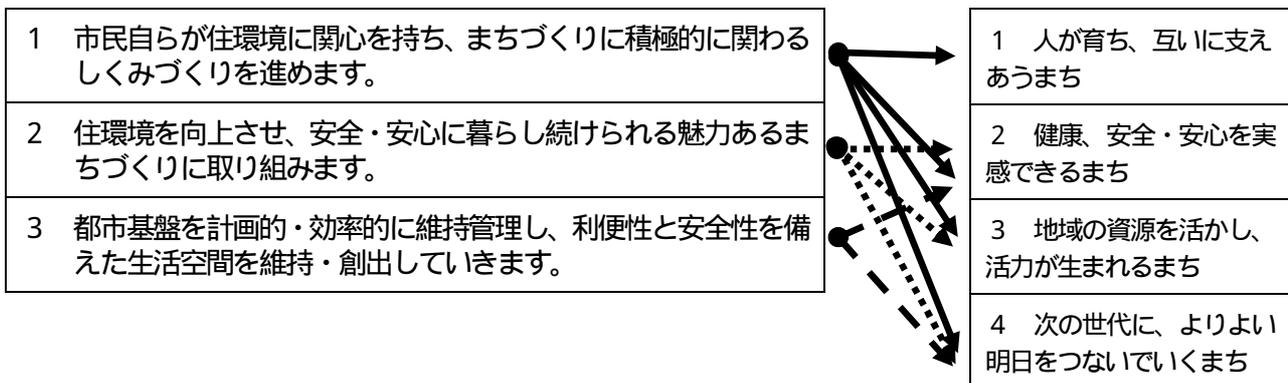
市民が安全・安心を感じながら、快適で暮らしやすさを実感できるまちを実現するため、都市基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組むとともに、市民自らが身近な住環境に関心を持ち、防災への配慮や住まいの質、都市景観の向上に取り組むことができる仕組みをつくることにより、シビックプライドが向上する魅力あるまちづくりを進めていきます。

1. 施策を考える背景

- 魅力ある住環境や美しいまちなみを保全・形成し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける仕組みをつくっていくことが必要です。(旧：住環境)
- 居住水準や利便性、バリアフリー性能の向上など、安全・安心で快適に暮らし続けることができるよう住環境の向上に向けた取り組みが必要です。(旧：住環境)
- 近年、空き家が増加する傾向にあることから、老朽危険空き家への対応や空き家の利活用が課題となっています。(新)
- 市営住宅等の老朽化への対応、耐震化、予防保全の観点に立った維持管理が課題となっています。(旧：住)
- 災害時における緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など、道路交通の安全確保や快適化に向けた取り組みが必要です。(旧：都市基盤)
- 台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上に向けた取り組みが必要です。(新)
- 快適な市民生活とまちの活力を支えるため、公共交通の維持・向上を図り、誰もが移動しやすい交通環境の確保が必要です。(新)
- 道路、橋りょう、河川、公園緑地、上下水道等を計画的・効率的に整備・改修・更新することで、予防保全による長寿命化や維持管理経費の低減等を行うなど、持続可能なまちづくりに向けた取り組みが必要です。(旧：都市基盤)



2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。(住) 都市景観に関心を持つとともに、緑化等の身近な住環境の向上のためにできることに取り組みます。(住) 地域の特性に応じた地区計画等によるまちづくり、地域にある施設の維持管理や利用方法のルールづくり等に取り組みます。(住) 地域住民が主体となったコミュニティを形成し、まちづくりのルールを自ら定め共有することで、災害に強いまちづくりに努めます。(都) ささまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、ライフステージに応じた良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。(住) 各種制度の活用や条例・規則を遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。(住) 道路や側溝、公園の簡易な清掃など、身近な都市基盤の維持管理に努めます。(都)			
	市民・事業者	市民・事業者		
行政	【展開方向1】市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承 (住・都)		市民・事業者	
	良好な住環境の保全・形成を目的とした地区計画等の活用による地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。 地域の課題意識の共有を図るとともに、地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づく防災性の向上を目的とした地区計画の策定支援等に取り組みます。			
	【展開方向1】市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり (住)		市民・事業者	
	市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保全・活用や効果的な情報発信に取り組みます。			
	【展開方向2】すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保 (住)		市民・事業者	
	子育てファミリー世帯を中心とする居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。 耐震化やバリアフリー化の促進に取り組みます。 老朽危険空き家の所有者等への指導等を強化するとともに、関係団体と連携し、空き家の利活用等を含めた対策に取り組みます。			
	【展開方向2】公園緑地、住宅等の維持・整備・更新 (住)		市民・事業者	
	公園緑地、市営住宅の長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、更新、耐震化等を進めます。			
	【展開方向3】都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出 (都)		市民・事業者	
	災害時緊急輸送予定道路や避震路の整備及び自転車・歩行者空間など道路交通の安全確保や快適化に取り組みます。 台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上を図ります。 地域の実情に即したバスネットワークを中心とする公共交通サービスの充実に取り組みます。			
【展開方向3】適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減 (都)		市民・事業者		
都市基盤の計画的・効率的な整備・改修・更新により、長寿命化等に努め、維持管理費の低減等に取り組みます。				

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。市民が暮らしやすいと実感できるまちづくりを進めます。	82.8[%]	83.3[%]
2				
3	都市基盤が整い利便性と安全性が確保されている市民の割合	市民意識調査において、「市内が道路や上下水道等の都市基盤が整っており、利便性が高く安全で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。道路、橋りょう、河川、上下水道等を計画的に整備・改修・更新することで利便性と防災性の向上を目指します。	79.2[%]	90.0[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

都市計画マスタープラン（H26～35年度）都市美形成計画（H24年度～）住宅マスタープラン（H23～32年度）緑の基本計画（H26～35年度）耐震改修促進計画（H28～37年度）都市計画道路整備プログラム（H15～30年度）水道・工業用水道ビジョンあまがさき（H22～31年度）下水道中期ビジョン（H24～33年度）立地適正化計画（H29～35年度）空家等対策計画（H29～33年度）地域交通計画（H29～38年度）